

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

今般、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が一部改正され、改正後の同法第 20 条の 2 第 2 項の規定において、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

本市においても、同法の改正内容を踏まえ、同法及び同法関連法令等の取扱いに準じ、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

記

1 通知方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに、別添様式による通知書を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて本市（予定価格が 250 万円を超える建設工事にあつては、事業サポート課）に提出するものとします。

2 通知に関する留意事項

- (1) 通知書については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません（全ての工事において提出を必須とするものではありません。）。
- (2) 通知書中「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）。
- (3) 通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、当該受注工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含みます。）に基づき、対応を行うものであることに留意してください。
- (4) 通知書を提出していない場合であっても、請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます（通知書の提出の有無により、設計変更の協議が有利不利になることはありません。）。

3 適用時期

令和7年1月6日以降に請負契約を締結する工事から適用します。

4 関係法令等抜粋

<建設業法>

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第20条の2

- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。
- 4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

<建設業法施行規則>

(工期等に影響を及ぼす事象)

第13条の14

- 2 法第20条の2第2項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であつて天災その他不可抗力により生じるものとする。
 - 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
 - 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

<発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）>

7ページ

イ. 受注予定者から発注者に対する通知

建設業法第20条の2第2項により、受注予定者においても、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなっており、事象の具体的な例としては、

① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であつて、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※契約締結時点で未発生の天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。